

●平成26年度 就学援助実施状況

①都道府県	②市町村名	③部署名	④TEL	1. 就学援助制度の周知方法											ウェブサイトURL
				ア. 教育委員会のホームページに制度掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度掲載	ウ. 就学案内の書類に記載	エ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配付	オ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付	カ. 各学校に対して制度を周知	キ. 教職員向け説明会を実施	ク. 保護者向け説明会を実施するよう各学校へ指導	ケ. その他			
該当団体数				18	10	11	3	14	16	12	1	1	3	8	
大分県	大分市	大分市教育委員会 教育企画課	097-537-5699	○			○							http://www.city.oita.jp/www/contents/1393919069482/index.html	
大分県	別府市	教育委員会学校教育課	0977-21-1574	○	○		○	○	○				○	http://www.city.beppu.oita.jp/education/05tetsuduki/doc/shugakuenjyo.pdf	
大分県	中津市	中津市教育委員会学校教育課学校教育係	0979-22-1111(491)	○	○								○	http://www.city-nakatsu.jp/	
大分県	日田市	教育庁学校教育課	0973-22-8221	○	○		○	○	○					http://www.city.hita.oita.jp/	
大分県	佐伯市	教育委員会 学校教育課	0972-22-3154	○	○		○	○	○					http://kyouiku.oita-ed.jp/saiki/edu/consultation/post-68.html	
大分県	臼杵市	臼杵市教育委員会	0972-63-1111	○	○	○	○	○	○			○		http://www.city.usuki.oita.jp/docs/2014012900690/	
大分県	津久喜市	学校教育課	0972-82-9526				○	○	○						
大分県	竹田市	竹田市教育委員会学校教育課	0974-63-4833		○		○	○							
大分県	豊後高田市	教育庁学校教育課	0978-53-5112				○	○	○				○		
大分県	杵築市	教育総務課	0977-75-2410	○	○		○	○							
大分県	宇佐市	教育委員会 学校教育課	0978-32-1111	○	○		○	○						http://www.city.usa.oita.jp/soshiki/42/7287.html	
大分県	豊後大野市	学校教育課	0974-22-1001	○				○	○					http://www.bunngo-ohno.jp/	
大分県	由布市	学校教育課	0977-84-3111		○		○	○							
大分県	国東市	国東市教育委員会 学校教育課 学務係	0978-73-0066		○	○	○	○	○	○					
大分県	姫島村	学校教育課	0978-87-2540					○	○						
大分県	日出町	教育総務課	0977-73-3157	○	○	○	○	○	○	○					
大分県	九重町	教育振興課	0973-76-3828				○	○	○						
大分県	玖珠町	玖珠町教育委員会 学校教育課 学務係	0973-72-7150					○	○						

①都道府県	②市町村名	2. 平成26年度 準要保護の認定基準について																	ソ又はタの基準(生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの)を使用している場合の、生活保護の基準額に掛ける倍率および目安額			チ(その他の場合の内容)	平成25年度要保護・準要保護就学援助率			
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ	コ	サ	シ	ス	セ	ソ	タ	チ	ツ	テ	倍率			基準額		
		生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	市町村民税の非課税	市町村民税の減免	国民年金保険料の免除	国民健康保険料の減免または徴収の猶予	児童扶養手当の支給	保護者が職業安定所登録日雇労働者	P・T・A会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	個人の事業税の減免	固定資産税の減免	学校納付金の納付状況の悪い者、昼食、被服等が足りない者または学習用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められるもの	経済的理由による欠席日数が多い者	保護者の職業が安定で、生活状態が悪いと認められる者	生活福祉資金による貸付	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	市区町村民税(所得割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	市区町村民税(均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	その他				課税所得等の分類	基準額の時期	目安額
	該当団体数	11	11	9	9	9	12	6	1	6	7	1	1	4	5	10	6	0	0	4						
大分県	大分市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○					1.25	給与収入(税引き前)	前年度	433	20%未滿	
大分県	別府市	○	○	○	○	○	○	○							○						1	課税所得	前年度	285	25%未滿	
大分県	中津市															○					1.1	課税所得	前々年度	231	15%未滿	
大分県	日田市	○	○																	○					特別、災害など特別な事情により、収入が減少し課税対象に当たらない等の事、標準額等の認定に、「特別支援教育就学援助費の標準額認定に用いる標準額標準額標準額」と記載	20%未滿
大分県	佐伯市	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○						1.3	給与収入(税引き前)	当該年度	261.3	20%未滿	
大分県	臼杵市															○					1.5	課税所得	前年度	194	10%未滿	
大分県	津久見市						○							○	○						1.5	課税所得	前年度	207	15%未滿	
大分県	竹田市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					1.1	給与収入(税引き前)	当該年度	270	20%未滿	
大分県	豊後高田市														○						1.2	課税所得	前年度		15%未滿	
大分県	杵築市	○	○	○	○	○	○	○								○					1.3	給与収入(税引き前)	前年度	394	15%未滿	
大分県	宇佐市	○	○				○								○					○	1.2	課税所得	前々年度	270	保護者が死亡した、会社を辞めた等特別な事情	20%未滿
大分県	豊後大野市															○					1	課税所得	当該年度	210	15%未滿	
大分県	由布市	○	○	○	○	○	○	○		○				○	○						1.2	給与収入(税引き前)	当該年度	309	15%未滿	
大分県	国東市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					1.2	給与収入(税引き前)	前々年度	350	10%未滿	
大分県	姫島村	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○											10%未滿
大分県	日出町	○	○	○	○	○	○	○		○					○					○	その他	その他	前年度	267.738	特別な事情により、現年度において生活の困窮をきたしている等	15%未滿
大分県	九重町														○						1.2	課税所得	前々年度	238	10%未滿	
大分県	玖珠町														○					○	1.2	課税所得	当該年度	300	非課税、均等割のみ…認定。申請要件として10項目あり。	15%未滿

①都道府県	②市町村名	3.平成26年度における生活扶助基準の見直しに伴う影響への対応																								
		問A 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)					問A-1 係数を見直したか					問A-2					問A-3 問A-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問A-4 問A-2で対応していない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)				
		維持	上げた	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応していない」	ア 他の認定基準に該当するかを確認	イ 学校や教育委員会等で家計等の状況を個別判断	ウ 25年度に対象であった世帯等については、別の世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ 特別な事情のある世帯については、別の世帯等については、25年8月以前の基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ その他	ア スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ SSW以外の外部人材	ウ 貧困対策に関する資質向上のための教職員研修	エ 福祉担当部局等と連携した取組	オ 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ 子供医療費助成制度	ク 対象者への手厚い支援	ケ その他				
	該当団体数	4	1	5	0	0	4	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
大分県	大分市																									
大分県	別府市			○																						
大分県	中津市																									
大分県	日田市																									
大分県	佐伯市		○																							
大分県	臼杵市																									
大分県	津久見市	○				○			○																	
大分県	竹田市	○				○				○																
大分県	豊後高田市	○				○			○	○																
大分県	杵築市																									
大分県	宇佐市			○																						
大分県	豊後大野市																									
大分県	由布市	○				○				○																
大分県	国東市																									
大分県	姫島村																									
大分県	日出町			○																						
大分県	九重町			○																						
大分県	玖珠町			○																						

①都道府県	②市町村名	問B 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)																				問C 補足事項等			
		問B-1 認定基準額を下げたか					問B-2					問B-3 問B-2で対応している場合、どのような対応を行っているか(複数回答)					問B-4 問B-2で対応を行っていない場合、経済的に困窮している児童生徒に対しての就学援助制度以外の取組(複数回答)								
		下げた	下げている	影響なし	検討中	その他	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っている」	生活扶助基準の見直しに伴う影響が出ないよう「対応を行っていない」	ア. 他の認定基準に該当するかを確認	イ. 学校や教育委員会等で状況を確認	ウ. 25年度に対象であった世帯等については、25年8月以前の基準額を踏まえて認定	エ. 特別な事情のある世帯については、別の生活保護基準額に一定の係数を掛けた基準額を用いて認定	オ. その他	ア. スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」)の活用	イ. SSW以外の外部人材	ウ. 貧困対策に関する資向上のための教職員研修	エ. 福祉担当部局等と連携した取組	オ. 福祉担当部局と連携した学習支援などの貧困対策事業の実施	カ. 就学援助以外の義務教育段階の保護者の教育費負担軽減事業	キ. 子供医療費助成制度	ク. 対象者への厚い支援		ケ. その他		
	該当団体数	1	0	4	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0		
大分県	大分市			○																					
大分県	別府市																								
大分県	中津市			○																					
大分県	日田市																								「生活保護基準額」については、「特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる児童基準額」にて算出。
大分県	佐伯市																								
大分県	臼杵市			○																					
大分県	津久見市																								
大分県	竹田市																								
大分県	豊後高田市																								
大分県	杵築市			○																					
大分県	宇佐市																								
大分県	豊後大野市	○													○						○				
大分県	由布市																								
大分県	国東市																								・基準額の時期を変更
大分県	姫島村																								
大分県	日出町																								
大分県	九重町																								
大分県	玖珠町																								